

京都市職員共済組合公告第 6 号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成22年11月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第9条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの部局に所属する職員である組合員とみなす。

第32条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者

第33条第1項中「市長長期組合員」を「一般組合員，市長組合員，特定消防組合員」に改め、「長期組合員」の下に「，市長長期組合員」を、「継続長期組合員」の下に「，任意継続組合員」を加え，「とする」を「に区分する」に改め，同条第6項中「前条第3号」を「前条第4号」に改め，同項を同条第10項とし，同条中第5項を第8項とし，同項の次に次の1項を加える。

- 9 任意継続組合員は，前条第3号に掲げる組合員とする。

第33条中第4項を第7項とし，第3項を削り，第2項を第6項とし，同項の前に次の4項を加える。

- 2 一般組合員は，次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 市長組合員は，市長である組合員(第6項に規定する市長長期組合員を除く。)とする。
- 4 特定消防組合員は，特定消防職員である組合員とする。
- 5 長期組合員は，後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者をいう。)である組合員及び同条

各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。

第 34 条中「組合員」を「組合員(継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族」に、「法第 53 条第 1 項第 10 号の 2 及び第 10 号の 3」を「法第 53 条及び第 54 条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、長期組合員、市長長期組合員及び特定消防長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付を、任意継続組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 8 号から第 10 号の 3 までに規定する短期給付を、それぞれ行わない。

第 34 条の 2 を削る。

本則中第 42 条を第 54 条とし、第 41 条を第 53 条とし、第 40 条を第 52 条とし、第 9 章中第 39 条を第 51 条とし、同章を第 10 章とする。

第 8 章中第 38 条を第 50 条とする。

第 37 条の 2 中「次に掲げる経理の区分について、当該掲げる金額」を「次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額」に改め、「長期経理 2,203 円」を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 短期経理 314 円

(2) 長期経理 2,203 円

第 37 条の 2 を第 49 条とし、第 8 章中第 37 条を第 48 条とし、同章を第 9 章とする。

第 7 章中第 36 条を第 47 条とし、同章を第 8 章とする。

第 35 条各号列記以外の部分中「短期給付」の下に「及び福祉事業」を加え、「(特例継続組合員を除く。)」を削り、「次に」を「次の各表に」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 給料の額に乗じる数値

組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000 分の 49.29375	1,000 分の 5.625	1,000 分の 3.175	1,000 分の 49.29375	1,000 分の 5.625	1,000 分の 3.175
長期組合員 市長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000 分の 2.45	—	—	1,000 分の 2.45	—	—

(2) 期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000 分の 39.435	1,000 分の 4.5	1,000 分の 2.54	1,000 分の 39.435	1,000 分の 4.5	1,000 分の 2.54
長期組合員 市長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000 分の 1.96	—	—	1,000 分の 1.96	—	—

第 35 条に次の 1 項を加える。

- 2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

第 6 章中第 35 条を第 45 条とし、同章に次の 1 条を加え、同章を第 7 章とする。

(任意継続掛金の額)

第 46 条 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合計額を基礎として定款で定める額は、施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 104.9375 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負

担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に1,000分の11.25を乗じて得た額とする。

第34条の3中「法第112条の規定により、組合員の臨時の支出に対する貸付」を「次に掲げる福祉事業」に改め、同条に次の各号を加え、第5章の2中同条を第44条とし、同章を第6章とする。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

第5章に次の9条を加える。

(附加給付)

第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金
- (7) 災害見舞金附加金

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合

において、当該家族療養に係る療養（法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 21,000 円以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。

4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費，生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は，第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は，その受けることとなる限度において支給しない。

5 1件の家族療養費又は高額療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項，第2項及び前項の規定の適用については，各月分を1件とみなす。

（家族訪問看護療養費附加金）

第37条 家族訪問看護療養費附加金は，法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において，当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合（施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては，当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき25,000円を超えるときに支給するものとし，その額は，その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てる。）とする。ただし，その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については，支給しない。

2 前条第4項及び第5項の規定は，家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

（出産費附加金）

第 38 条 出産費附加金は、法第 63 条第 1 項の規定に基づき出産費の支給を受ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1 件につき 20,000 円とする。

(家族出産費附加金)

第 39 条 家族出産費附加金は、法第 63 条第 3 項の規定に基づき家族出産費の支給を受ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1 件につき 20,000 円とする。

(埋葬料附加金)

第 40 条 埋葬料附加金は、法第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき埋葬料の支給を受ける者に対して支給するものとし、その額は、1 件につき 50,000 円とする。ただし、同条第 2 項に該当する場合にあっては、埋葬料と埋葬料附加金との合計額が埋葬に要した費用に相当する金額を超えない額とする。

(家族埋葬料附加金)

第 41 条 家族埋葬料附加金は、法第 65 条第 3 項の規定に基づき家族埋葬料の支給を受ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1 件につき 50,000 円とする。

(災害見舞金附加金)

第 42 条 災害見舞金附加金は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときに支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第 73 条の規定に基づき災害見舞金が支給されるとき。 災害見舞金の額の

10 分の 6 に相当する額

(2) 法第 72 条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受け、法別表第 1 に掲げる損害の程度に満たない場合において、当該住居若しくは家財の 5 分の 1 以上が焼失し、若しくは滅失したとき又はこれらと同程度の損害を受けたとき。 給料の 1 月分に相当する金額に法第 73 条第 1 項に規定する政令で定め

る数値を乗じて得た額の 100 分の 50 に相当する額

(長期給付)

第43条 組合は、組合員(任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

附則第2項中「短期給付」の下に「及び福祉事業」を加え、「第35条」を「当分の間、第45条」に、「次に」を「次の表に」に改め、

「給料又は期末手当等と掛金との  
給料又は期末手当等と負担金と

割合 1,000分の1.96

を削り、同項に次の表を加える。

の割合 1,000分の1.96」

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000分の 39.435	1,000分の 4.5	1,000分の 2.54	1,000分の 39.435	1,000分の 4.5	1,000分の 2.54
長期組合員 市長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000分の 1.96	—	—	1,000分の 1.96	—	—

附則第5項中「第38条」を「第50条」に改め、同項を附則第11項とし、附則第4項中「第37条」を「第48条」に改め、同項を附則第10項とし、附則第3項を附則第9項とし、附則第2項の次に次の6項を加える。

3 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。

4 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき25,000円を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、



その端数を切り捨てる。)とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち21,000円以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が25,000円未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 6 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の一部負担金の額等については、これを支給しない。
- 7 第36条第4項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。
- 8 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この変更は、平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)